

新座市立新座小学校

いじめの防止等のための基本的な方針

令和8年4月
新座市立新座小学校
目 次

はじめに	1
1 いじめの未然防止のための取組	1
2 いじめの早期発見への取組	3
3 いじめの早期解決への取組	4
4 いじめの問題に向けての校内組織	4
5 「重大事態」の対応について	5

はじめに

新座市立新座小学校では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定に基づき、児童が安心して学校生活を送ることができる学校づくりに努めるとともに、いじめは絶対に許さないという視点のもと、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進できるようにするため、「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定するものである。

1 いじめの未然防止のための取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象として、いじめの未然防止のために、全校をあげて取り組む。

未然防止の基本として教職員は、相互に心が通じ合うようなコミュニケーション能力を児童に育むとともに、主体的で規律正しい態度で授業や行事に参加、活躍できる授業づくり、集団づくりに努める。

また、児童の悩みを親身になって受け止めることができるよう信頼関係の醸成に努め、児童の出すあらゆるサインを見逃さないようにする。

さらに、日頃より、「いじめが起きた場合は、いじめられている児童を守り抜くことが最優先である」ということを念頭におきながら指導、支援にあたる。

加えて、万が一にも教職員の言動により、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように指導の在り方に細心の注意を払う。

(1) 児童生徒アンケートによる実態把握と日常的な対応

- ① 市内共通様式となる「無記名式」アンケートを毎月（8月を除く）実施し、潜在的ないじめの有無を確認する機会とする。
- ② 質問紙の結果については、速やかに管理職に報告するとともに、全教職員で共通理解を図り、校内いじめ問題対策委員会、職員会議、学年会議、生徒指導委員会等において、組織的に適切に対応できるようにする。
- ③ 実施結果については、毎月定期的に教育委員会に報告するものとする。
- ④ アンケート用紙の回収にあたっては、記入した内容が周りに分からないように十分配慮するとともに、実態に応じて紙面回答もしくは電子回答を選択して調査を実施する。
- ⑤ アンケートの保存期間は5年とする。

(2) 保護者用チェックリストによる実態把握と情報共有

- ① 保護者の気づきをいじめ根絶に向けた情報として共有し、連携を深めるために保護者用チェックリストを配布する。
- ② 時期は、不登校が急増する5月末、9月末、1月末とし、全家庭に配布する。
- ③ 保護者からの申出があった場合は、担任もしくは保護者と信頼関係のある者が相談活動を行う。

(3) 教師用チェックリストによる実態把握と個別案件への対応

- ① いじめ問題を発見する手立てとしての基本策である。校内の状況に応じて紙面回答もしくは電子回答を選択して調査を実施する。
- ② 毎月1回実施し、児童生徒の様子を定期的に観察するとともに、実施後は、学年主任、生徒指導主任等が集約し、速やかに校長、教頭に報告する。
- ③ 職員会議及び生徒指導委員会等で情報を共有し、個別の案件について組織的に対応する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめ防止の取組

- ① インターネット利活用を通して、他律から自律へ向かう児童生徒のデジタル・シティズンシップ教育を推進する。
- ② 教職員は、ネットトラブル等を題材として、学級活動における指導を行う。
- ③ 学校は、児童生徒のインターネット利用に関する理解を深めるとともに、ネットトラブル等の危険性について意識啓発を図るため、警察職員、電気通信事業者等による非行防止教室を実施する。
- ④ 学校は、保護者のネットトラブル等に関する意識啓発を積極的に行うため、機会を捉えて適切な情報提供を行う。
- ⑤ 学校は、フィルタリングの必要性について、児童生徒及び保護者に対し、機会を捉えて意識啓発を図る。
- ⑥ PTAや保護者会が主体となってネットトラブル等の防止のための取組を行う場合は、学校も協力し、取組の支援を行う。
- ⑦ SNS等によるトラブルが発生した場合、必要に応じて警察とともに連携を図り、速やかに対応する。

(5) 学級経営

- ① 安心して生活できる居場所づくり
 - ・教職員は、児童生徒の気持ちを共感的に受け止める。
 - ・教職員は、児童生徒に、学級で責任を果たすことのできる役割を与える。
 - ・教職員は、学級のルールを基盤に、公正さを欠かない姿勢を持ちつつ、児童生徒の多様性を理解し、柔軟に学級経営にあたる。
- ② 児童生徒同士、教職員との人間関係づくり
 - ・教職員は、児童生徒に、自分のよさに気付かせるとともに相手のよさにも気付かせ、互いの違いを認めることができるようにする。
 - ・教職員は、多様性を認め合う学級風土を醸成する。
 - ・教職員は、授業や給食清掃指導、行事等、全ての教育活動の中で、児童生徒に自己有用感、自己効力感をもたせられるよう意識した指導を努める。
 - ・教職員は、公正かつ柔軟なリーダーとフォロワーを組織する。

(6)学習指導

- ① 教職員は、各教科において、一人一人の考えや意見が尊重され、自他の違いを認め合うような授業を展開し、学ぶ喜びや学び合う楽しさを味わわせるようにする。
- ② 教職員は、学業不振やその心配のある児童生徒には補習などの学習支援を行い、学習意欲を喚起、持続できるようにする。
- ③ 教職員は、校内研修、公開授業等で授業を見合う等、研究と修養に努め、授業改善にあたる。
- ④ 教職員は、インクルーシブの理念に基づいた特別支援教育を推進する。
- ⑤ 教職員は、道德の時間を要として、生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断等、規範意識や道德性を身に付けさせる。

(7)その他

- ① さわやか相談員、子どもと親の相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携
- ② 担任外教諭、養護教諭、特別支援教育支援員、交通指導員等との情報交換
- ③ 新座市教育相談室との連携

2 いじめの早期発見への取組

多様な形で児童の相談に対応できるよう体制を整えるとともに、全教職員による情報共有に努め、情報に基づく速やかで的確な対応を実践する。

- (1)「新座市いじめの根絶に係る取組」の実施要項に則り、全教職員が以下の取組を実践する。
 - ① 教職員用チェックリストの活用（毎月実施）
 - ② 児童用学校の生活アンケートの実施（毎月実施）
 - ③ 保護者用チェックリストの活用（每学期実施）
- (2)保護者・児童からの情報収集
- (3)子どもと親の相談員、スクールカウンセラー、さわやか相談員との連携
- (4)担任外、養護教諭、特別支援教育支援員、交通指導員等との情報交換
- (5)新座市教育相談室との連携
- (6)情報共有の大切さを学ぶ「事例研究」の実施
- (7)年2回の児童理解研修
- (8)学校運営協議会や応援団、地域とも連携し日頃から子供たちの様子を情報共有する。

3 いじめの早期解決への取組

いじめを発見した場合や通報を受けた場合は、全教職員の共通理解に基づく共通行動が必要不可欠である。また、保護者の協力や関係専門機関との連携も欠くことができないことから、いじめを認知した場合は、次の取組を実践する。

- (1) いじめ問題担当者を中心にいじめ問題対策委員会（生徒指導担当者会）を開催し、速やかに当該児童の支援、指導を行う。
- (2) 教職員の他にスクールソーシャルワーカー等を活用しながら、当該児童の保護者との連携を図り、学校の取組についての情報を速やかに伝え、適切な支援、相談を行う。
- (3) 他校の児童生徒が関わると思われる場合は、当該校への通報、その他適切な措置をとる。
- (4) いじめに対する措置の結果を市教育委員会へ速やかに報告する。
- (5) 事後においては、経過観察を行い、問題解決の確認をして再発防止に努める。
- (6) 学校全体で児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。

4 いじめの問題に向けての校内組織

いじめ等の対策を実効的に行うための組織として、「新座小学校いじめ問題対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長の指揮の下、教頭、いじめ問題担当者を中心に、主幹教諭や生徒指導主任、学年主任、教育相談主任、養護教諭等の中から本校の実情により充て、個々の事案に応じて学級担任、さわやか相談員、子どもと親の相談員、スクールカウンセラー（ＳＣ）、等も加えることができるものとする。また、必要に応じて新座市教育相談員や新座市学校カウンセラー、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の他、学校以外の人材として学校サポートチーム、の参加を図る。

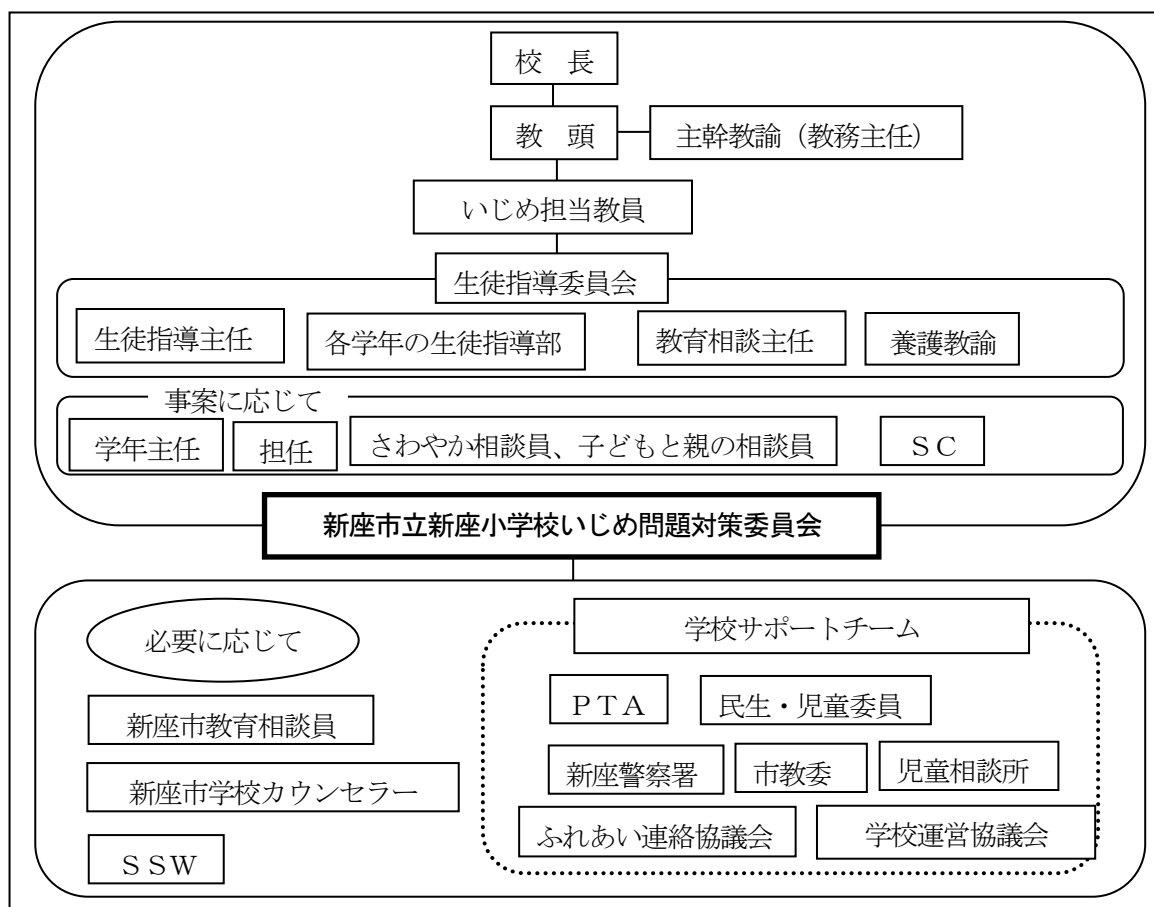
(2) 活動内容

- ① 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実行、検証、修正
- ② いじめの相談や通報の窓口
- ③ いじめの疑いについての情報や児童の問題行動等に係る情報の収集、記録、共有
- ④ いじめ事案に対する組織的な対応

(3) 開催時期

- ① 本委員会は定期的に（学期に１回）開催する。
- ② いじめ事案が発生した場合は、緊急で開催する。

(4) 組織図



5 「重大事態」の対応について

重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条にあるようにいじめにより「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（1号重大事態）」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（2号重大事態）」があるときをいう。

(1) 重大事態の対応

「重大事態」を全教職員が理解し、以下のとおり、対応にあたる。

①調査を行う組織

調査にあたっては、公平性、中立性確保の観点から、いじめ問題対策委員会を母体として当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者の参加を図る。

②調査の実施

事実関係を明確にするために、教育委員会の指示及びガイドラインに基づき重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したか、などの事実関係を可能な限り網羅的に調査する。その際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査し記録する。

③ 調査結果の提供及び報告

調査で得た情報は、児童及びその保護者に適切に提供する。また、市教育委員会を通して市長に報告する。

(2) その他

- ① 重大事態の定義を、予め全関係者が理解しておく。
- ② いじめられて重大事態に至ったという申出が児童生徒や保護者からあったときは、学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして学校の設置者へ報告し、調査等に当たる。
- ③ 当該学校は、法第22条に基づく組織を母体とする調査組織を設置し、当該重大事態に関する調査を行う。
- ④ 上記③の調査では十分な結果が得られないと判断できる場合、教育委員会は新座市いじめ防止対策審議会による調査を諮問する。
- ⑤ 本調査は、文部科学省策定のいじめ重大事態の調査に関するガイドラインに基づき適正に実施する。